

諮問第78号
環水企第303号
環水管第214号
環水規第241号
平成11年8月2日

中央環境審議会会長
近藤次郎殿

環境庁長官 真鍋 賢二

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の
設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について、貴審議会の意見を求める。」

[諮問理由]

ダイオキシン類による環境の汚染の防止等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めること等により、国民の健康の保護を図ることを目的として、この度、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）が制定されたところである。

このため、政府としては、法第7条に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるとともに、法第2条第2項に基づき、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定め、また、法第8条第1項に基づき、特定施設に係る排出水に係るダイオキシン類の排出基準等を定める必要がある。